

愛知県地域防災計画の修正(案)要旨

地域防災修正計画の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

主な修正事項

1．防災協働社会の形成推進

国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」、「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」を踏まえ、本県としての災害被害の軽減に向けた取り組みを一層の推進するため、災害予防対策として防災協働社会の形成推進について規定する。

【修正の内容】

風水害編及び地震編の第2編第1章総則、第1節に「防災協働社会の形成推進」を新たに追加する。

（新旧対照表 風水害編 P3、地震編 P3）

2．企業防災の推進

災害時に企業が業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進していくことは、災害被害の軽減につながることから、災害予防対策として企業等の自主的な取り組みの重要性とBCP策定の促進について規定する。

【修正の内容】

風水害編第2編第32章、及び、地震編第2編第11章にある「自主防災組織・ボランティアとの連携」の後に、「企業防災の推進」を章として追加する。

（新旧対照表 風水害編 P12、地震編 P16）

3．土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に関する規定の追加

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域が、平成18年度から指定されたため、この土砂災害警戒区域に関し規定する。

【修正の内容】

風水害編第2編第2章「治山対策」及び地震編第2編第3章「地盤災害の予防」にそれぞれ追加する。

（新旧対照表 風水害編 P5、地震編 P5）

土砂災害警戒区域

県は、土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進している。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、県は、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、市町村地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図られるよう支援する。

また土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内では、以下の制限が生じる。

開発行為の制限

建築物の安全性の向上

建築物に対する移転等の勧告

4. 自主防災組織と防災関係機関等との連携

防災協働社会の形成に向けた具体的な取組として、自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動を推進することにより、自主防災組織の活性化及び地域の防災力の強化を図ることを規定する。

【修正の内容】

風水害編第2編第32章、及び、地震編第2編第11章の「自主防災組織・ボランティアとの連携」に追加修正する。

(新旧対照表 風水害編 P11、地震編 P15)

5. 県・気象台共同での土砂災害警戒情報の提供開始（風水害編のみ）

従来、市町村が土砂災害への警戒、避難を促すための判断材料として提供されてきた「土砂災害予警報情報」が、平成19年9月から、県と名古屋地方気象台が共同し、観測データから警戒・避難が必要な市町村を具体的に示した「土砂災害警戒情報」として、市町村及び住民に対して提供されることとなるため、この「土砂災害警戒情報」に関し規定する。

【修正の内容】

風水害編第2編第2章「治山対策」及び第3章「砂防対策」に追加修正する。

(新旧対照表 風水害編 P2,4,6)

土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、都道府県砂防部局と気象台が共同して発表する情報。市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としている。